

横浜市立笹下中学校いじめ防止基本方針（平成30年2月28日改訂）

1 いじめ防止に向けた笹下中学校の考え方

(1) いじめの定義

当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】

(2) 笹下中学校いじめ防止基本方針の目的

いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定め、学校・行政機関・保護者・地域が連携して、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは最大の人権侵害であり、許される行為ではない。また、「いじめはする側の問題である」との認識のもと、被害生徒を徹底的に守るとともに、加害生徒の背景を探り、その解決を図ることが、いじめ問題の根本的な解決につながると考える。

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回定期的に開催する。またいじめの疑いがある段階で、直ちに対策委員会を開催する。本委員会は、生活指導部会を母体として設置する。

(2) 構成

校長、副校長、学年主任、生徒指導専任、生活指導部、養護教諭で構成する。
ただし、必要に応じて関係する教職員及び心理や福祉等の専門家等の参加を求める。

(3) 役割

- いじめ事案に対して、中核となって組織的に取り組む。具体的には、
 - ① 基本方針、年間計画の作成、検証、修正を行う。
 - ② いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
 - ③ いじめの疑いがある事案についての判断や対応を行う。
 - ④ いじめに関する情報収集や記録、対応の際の役割分担等を行う。
 - ⑤ 重大事態発生の際は、中核となって調査を行う。

(4) 年間計画

- ① 基本方針、年間計画・取組内容の確認、取組の振り返り
- ② 生徒情報の確認・共有化
- ③ 生徒向けアンケートの実施(年7回)

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの防止への取組

- ① いじめを許さない風土づくり
 - ・ 「人権教育年間計画」「道徳教育年間計画」等をはじめ、学年・学級経営計画に、生徒の自尊感情育成のための具体的取組を盛り込む。
 - ・ 生徒会活動の活性化と生徒の自主性・主体性を高める。
- ② 自尊感情の育成
 - ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

- ・ 宿泊行事、体育祭、合唱コンクール等の行事の企画・運営を行う。
- ③ 適切な人間関係づくり
 - ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用する。
 - ・ 学級レクをはじめ、様々な学級・学年行事の活性化を図る。
- (2) いじめの早期発見・早期対応
 - ① いじめを見逃さないための体制強化
 - ・ 学年会・指導部会等でのより深い生徒情報の共有化を図る。
 - ・ 年7回の定期的なアンケート調査
 - ② 教育相談体制の充実
 - ・ 日常はもとより、定期的な教育相談（夏休み明け、冬休み明け）を実施する。
 - ③ 教職員の資質向上
 - ・ 教育活動の様々な場面において人権感覚、人権意識の向上を図る。
 - ④ 小中連携、保護者・地域連携の推進
 - ・ 小中一貫ブロックでの情報交換、保護者・地域への啓発・情報交換を行う。
 - ⑤ 教職員の情報交換と取組の共有化
- (3) いじめに対する適切な対応・措置
 - ① 対策委員会を中核として、速やかな対応を行う
 - ② 被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への指導・支援
 - ・ 被害生徒を守り通すとともに、事情や心情を聞き取り、保護者とも連携しながら必要なケアを継続的に行う。
 - ・ 加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした指導を行う。また、事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて保護者とも連携しながら、必要な継続的な指導・支援を行う。
 - ・ いじめに至った背景を深く探り、根底にある課題の解決に努める。
 - ③ 特に配慮が必要な生徒
 - いじめほどの子どもにも起こり得る可能性があり、以下の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒に対し、適切な支援、保護者の連携、周囲の生徒への指導を組織的におこなう。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・ 海外から帰国した生徒や外国籍の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・ 性同一性障害や性的思考・性自認に係る生徒
 - ・ 東日本大震災等により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒
 - ④ 警察署等関係機関、専門機関との連携
 - ・ 事案の状況によっては、被害生徒・保護者の意向に配慮しながら、警察署等の外部機関に通報し、対応を依頼する。
 - ⑤ いじめの解消
 - 「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていること。
- (4) 教職員研修の実施
 - ① いじめ対策について、教職員間の共通理解を図る。
 - ・ いじめの態様、未然防止及び対応、対策委員会の位置付け・役割について。
 - ② 教職員の人権感覚・意識の向上を図る。
 - ・ 子どもが抱える課題と解決に向けての取組についての意見交換。
 - ・ 自分自身の教育観・生徒観を振り返り、他の教職員との意見交換を行う。
- (5) 学校・家庭・地域連携事業等の活用
 - ① 個人情報に十分に配慮する。
 - ② 保護者や地域の方と情報を共有し、共通理解のもとで対応を行う。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・ いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の判断

重大事態に該当するか否かの判断は、学校、または教育委員会が行い、いずれかが重大事態を探知したら、速やかに対処方針を共有。

(3) 発生時の報告

- ・ 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(4) 調査

- ・ 対策委員会に専門的知識を有する第三者を加え、再発防止も視点においた調査を実施し、その調査結果を教育委員会に報告する。

(5) 生徒・保護者への報告

- ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係は適切に報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、本基本方針を改定し、あらためて公表する。